

和泉市電子ポイント事業に係る印刷・封入封緘・発送業務及び申請管理運営等業務委託に係る
公募型指名競争入札実施要綱(郵便入札)

【1. 公募型指名競争入札に付する事項】

(1) 件名

和泉市電子ポイント事業に係る印刷・封入封緘・発送業務及び申請管理運営等業務委託

(2) 事業概要

健康増進に対する活動や市のイベント等様々な取り組みに対して、和泉市公式LINEと非接触型ICカードを活用しインセンティブを付与する、電子ポイント事業を実施する予定である。電子ポイント事業開始にあたり、申請書・封筒・案内チラシの印刷・封入封緘・発送業務及び、電子ポイント事業に関する市民からの問合せ対応、受付・管理運営等、必要な一切の業務の委託を行う。

(3) 履行場所

受託者指定場所(日本国内に限る)

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

(5) 入札方法

公募型指名競争入札(郵便入札)

(1) 本入札は郵便入札にて執り行う。

(2) 入札参加者は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得を熟読の上、要綱等に記載の方法で配達指定日に入札書等が到達するように郵送すること。

(3) 入札参加者の中から入札立会人を1名、市が選任するため、選任された場合は立ち会うこと。立会人の選任方法等については、「郵便入札実施要綱」「郵便入札について」を参照すること。また、入札参加者の傍聴は可とする。

(6) 入札書の記入

消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書は必要な諸経費の一切を含めた金額(消費税及び地方消費税相当額を除く)を記入し、『入札書に見積内訳書を同封』すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額(ただし、端数は円未満切り捨て)とする。

また、入札書には、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、本市へ登録の使用印又は、実印を鮮明に押印すること。

(7) 入札予定価格・入札比較価格

入札予定価格 13,292,400 円(消費税及び地方消費税を含む額)

入札比較価格 12,084,000 円(消費税及び地方消費税を含まない額)

※上記の入札予定価格を超過した場合は失格とする。

※コールセンター業務にかかるすべての通信費(固定電話・携帯電話からの着信通話料、転送料、発信通話料など)は全額を受託先の負担とする。

(8) 仕様書等関係図書配布

(1) 配布方式

和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

(2) 配布資料

ホームページに記載のとおり

<和泉市公式ホームページ>

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/bizisan/nyusatsu/index.html>

(9) 郵送書類及び郵送方法

(1) 郵送書類

入札書

(2) 郵送方法

所定の事項を全て記入・押印し、入札書等郵送用指定封筒(指定封筒作成案内を市ホームページで確認)に(1)の書類を同封の上、次の①～③のいずれかの方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

① 一般書留の配達日指定郵便

② 簡易書留の配達日指定郵便

③ 一般書留の配達時間帯指定郵便

※配達時間帯の区分が「午前8時から午前12時まで」であること。

(10) 配達指定日

令和8年11月10日(火)

(1) 「【1.公募型指名競争入札に付する事項】 9.郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札は無効とする。

(2) 配達指定日以降に到着した入札は、無効とする。

【2. 入札参加資格に関する事項】

参加者は、入札参加申請時(以下「基準日」という。)において、(1)(2)のいずれかの条件を満たし、(3)～(12)の全てに該当すること。

なお、基準日から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消す。

(1) 和泉市における令和8年・9年度の入札参加資格を有していること。

(2) (1)における入札参加資格を有していない場合は、公募型指名競争入札参加申込書を提出する際に以下の書類(各種証明書は発行日より3ヶ月以内)を提出すること。

① 印鑑証明書 ※写し

② 商業登記簿謄本(登記事項証明書) ※写し

③ 決算報告書一式(貸借対照表及び損益計算書) ※写し 直近1年分

④ 国税の納税証明書 書式「その3の3」(未納税額がないことの証明書) ※写し

⑤ 直近2年分の市税の納税証明書(和泉市内に本店、支店、営業所等が存する場合のみ)

※写し

⑥ 委任状(受任者を立てる場合のみ)

⑦ 使用印鑑届

⑧ 暴力団排除に関する誓約書

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各項の規定により一般競争入札に参加できない者に該当しないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(6) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成17年制定)に基づく指名停止又は指名回避措置及び

和泉市契約関係暴力団排除措置要綱(平成 24 年制定)に基づく入札等除外措置を参加表明書の提出日において受けていないこと。

- (7) 参加表明書の提出時点において、大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 事業者、事業者の役員又は従業員(以下「事業者関係者」という。)が過去 10 年間に現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (9) 参加表明書の提出時点において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 参加表明書の提出時点において、市税(和泉市内に本店、支店、営業所等がある場合に限る。)を滞納している者でないこと。
- (11) 令和3年4月1以降の契約でかつ、官公庁と印刷・封入封緘・発送業務およびコールセンター業務を含む総合的な住民向け通知・受付事務等の一連の業務を一括して受託した業務委託契約を 1 回以上締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (12) 個人情報の取り扱いの観点から、受託者がプライバシーマークもしくは ISMS の公的認証を受けていること。
- (13) 別紙「仕様書」に基づく業務が確実に遂行できること。

【3. 入札参加申請の提出期間及び場所】

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和 8 年 10 月 13 日(火)～令和 8 年 10 月 22 日(木)午後 5 時まで

(2) 提出先

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 本庁舎2階

和泉市役所福祉部 高齢介護室高齢支援担当

(3) 提出書類

①公募型指名競争入札参加申請書

②「【2. 入札参加資格に関する事項】(2)」に該当する者は、(2)①～⑧

③【2. 入札参加資格に関する事項】(11)の実績を証明するもの(契約書の写し等)

④【2. 入札参加資格に関する事項】(12)の実績を証明するもの

(4) 提出方法

簡易書留、レターパック(配達補償があるもの)とする。

※簡易書留、レターパックの場合は、提出期間内必着(着払不可)とする。

【4. 通知日時及び方法】

公募指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札指名通知書を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対してはその旨等を通知する。

(1) 通知日時

令和 8 年 10 月 23 日(金)午後4時まで

(2) 通知方法

公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

【5. 質疑書の提出期限及び方法】

「【4. 通知日時及び方法】」で指名を受けた者は質疑有無に関わらず、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期限
令和 8 年 10 月 27 日(火)正午まで
- (2) 提出書類
質疑書
- (3) 提出方法
電子メール「sien@city.osaka-izumi.lg.jp」まで提出すること。
※質疑書提出後、市より受信確認メールを送信するため確認すること。

【6. 質疑書回答の日時及び方法】

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

- (1) 回答日時
令和 8 年 10 月 29 日(木)午後4時まで
- (2) 回答方法
入札参加有資格者全員に公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ一斉に電子メールで回答する。なお、辞退の意を示した者へは回答しない。
※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。
- (3) 本入札期間中に、入札に係る留意事項等が発生した場合は回答書への記載をもって連絡する場合がある。

【7. 入札(開札)の日時及び場所】

- (1) 日時
令和 8 年 11 月 11 日(水)午前 11 時 00 分
- (2) 場所
大阪府和泉市府中町二丁目 7 番5号
和泉市役所 別館3階-4会議室

【8. 落札者の決定】

- (1) 入札比較価格の制限の範囲内(入札最低制限価格を設けた場合は、入札比較価格と入札最低制限価格の範囲内。以下同じ。)で最低価格の入札者を落札者とする。入札は1回限りとし、入札比較価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、不調とする。
- (2) 入札比較価格の制限の範囲内で、落札者となるべき同価格の入札者が2名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

【9. 契約金額の決定】

入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって契約金額とする(ただし、端数は円未満切捨て)。

【10. 入札保証金】

あらかじめ入札参加申請をして市長の指名を受けた入札参加希望者は、入札予定価格の 100 分の5に相当する額を委託者が指定する方法及び期日までに納付するものとする。

ただし、和泉市財務規則第90条各号の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除とする。

【11. 違約金の徴収】

落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、和泉市財務規則第95条の2第2項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

【12.契約の締結】

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約を締結しなければならない。(ただし、入札金額を算定するにあたって使用した業務量を保証するものではない。)正当な理由なく7日以内に契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失う。
- (2) 落札者は、契約締結までに和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成 17 年制定)に基づく指名停止措置要件に該当した場合、落札者としての権利を失う。

【13.契約保証金】

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、和泉市財務規則第104条に該当する場合は免除する。

【14. 契約代金の支払い方法】

検査合格後、落札者から成果物の引渡しを受け、完了後一括払い。適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

【15.入札の効力に関する事項】

- (1) 入札の辞退
 - (ア) 公募型指名競争入札参加申請書を提出した者は、配達指定日まで、いつでも入札を辞退することができる。
 - (イ) 入札を辞退するときは、入札辞退届を本市担当者に持参か郵送するものとする。ただし、郵送の場合は事前に高齢支援担当まで連絡するものとする。
 - (ウ) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (2) 入札の中止

入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、郵便事情等による事故、及び災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を中止、又は延期することがある。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

 - (ア) 入札参加資格のない者のした入札
 - (イ) 設計図書等の配付を受けていない者のした入札
 - (ウ) 一枚の指定封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
 - (エ) 同一事項の入札について 2 通以上の入札書を提出したとき
 - (オ) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - (カ) 入札書等の記載が不明瞭なもの、及び記名押印を欠く入札
 - (キ) 入札書記載の金額を訂正した入札
 - (ク) 「9 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札
 - (ケ) 配達指定日以外の日に到達した入札(入札を延期した場合を除く。)
 - (コ) 指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの及び指定封筒に登録印(実印又は使用印)で封かん(割印)のないもの
 - (サ) 指定封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名、商号又は 名称が相違するもの
 - (シ) 入札事務を執行する市職員の指示に従わない者のした入札
 - (ス) 入札書に内訳額の記載を求められた入札で、内訳書の提出がないもの、または入札書の内訳額の合計額と入札書の金額が同一でないもの
 - (セ) その他、入札条件に違反した者
- (4) 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (ア) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (イ) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (ウ) 入札執行者及び職員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- (エ) 事前公表された予定価格を上回る価格の入札
- (オ) その他入札執行者において失格と認めた入札

【16.適用法令】

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、及び和泉市財務規則

【17.失格事項】

次の事項に該当した者は原則失格として扱い、本入札の参加資格を失うものとする。

- (1)入札参加資格確認申請書兼誓約書等を指定された期限までに提出することができなかった者
- (2)参加資格確認結果通知書で入札参加資格を有と認められなかった者
- (3)和泉市の指示に従わなかった者
- (4)「【2. 入札参加資格に関する事項】」の条件を満たさなくなった者

【18.契約金額の決定】

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもて契約金額とする。(ただし、端数は円未満切捨)

【19.特記事項】

落札業者は、入札金額を算出した根拠資料を入札終了後提出すること。なお、様式については任意であるが、内容が明確なものであること。

【20.入札及び契約締結に係るスケジュール】

項目	日程等
公募の公表・入札図書配布	令和 8 年 10 月 13 日 (火)
入札参加申請受付開始	令和 8 年 10 月 13 日 (火)
入札参加申請受付終了	令和 8 年 10 月 22 (木) 午後5時まで
指名結果通知(メール)	令和 8 年 10 月 23 日 (金) 午後4時まで
質疑書受付期限	令和 8 年 10 月 27 日 (火) 正午まで
質疑書回答期限	令和 8 年 10 月 29 日 (木) 午後4時まで
郵便入札到達指定日	令和 8 年 11 月 10 日 (火)
入札日(郵便入札)	令和 8 年11月11 日 (水) 午前 11 時開札
契約締結予定日	令和 8 年 11 月 13 日 (金)

<問合せ先・提出先>

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目 7 番5号

和泉市役所 福祉部 高齢介護室 高齢支援担当

TEL:0725(99)8132

FAX:0725(40)3441

(土日祝日を除く平日 9 時 00 分～17時 00 分)

メール:「sien@city.osaka-izumi.lg.jp」